

自転車損害賠償保険等に関する千葉県ホームページ掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車損害賠償保険等を扱う事業者の情報を千葉県ホームページに掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年千葉県条例第58号）

(2) 県ホームページ

千葉県ホームページ内の環境生活部くらし安全推進課が管理するページ

(3) 自転車損害賠償保険等

条例第9条第2項に定める「自転車の交通事故により生じた損害を補償するための保険又は共済」

(4) 県民

千葉県民

(5) くらし安全推進課長

千葉県環境生活部くらし安全推進課長

(県ホームページに事業者の情報を掲載する目的)

第3条 条例第16条第2項の趣旨に則り、自転車損害賠償保険等への加入を検討する県民の利便性の向上を図り、もって加入の促進を図ることを目的とする。

(県ホームページへの掲載の対象となる事業者)

第4条 県ホームページに掲載する事業者は、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、一般社団法人日本共済協会又は一般社団法人生命保険協会等の会員であって、かつ県民に提供できる自転車損害賠償保険等を扱っている者とする。

(県ホームページへの掲載事項)

第5条 県ホームページに掲載する事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業者名（通称名を掲載する希望がある場合、併せて掲載する。）
- (2) 問合せ先（名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を掲載する。）
- (3) リンク（リンク先ページは、原則として自転車損害賠償保険等に関するものとする。）

（掲載の申請）

第6条 県ホームページへの掲載を希望する事業者は、「千葉県ホームページへの掲載等申請書」（別記様式1）に記入の上、次の各号に掲げる書類を添えて、くらし安全推進課長に申請する。

- (1) 申請者が第4条の要件を満たすことを確認できる資料
- (2) リンク先ページ（最初に表示されるページ）をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したもの
 - ア インターネットでの問合せ先のページ
 - イ 自転車損害賠償保険等に関するページ

（掲載の承認等）

第7条 くらし安全推進課長は、前条の申請について、提出書類に不足があるときは追加書類の提出を、県民の利便性の向上を図る観点から必要があるときは書類の修正を、それぞれ求めることができる。

- 2 くらし安全推進課長は、前項の手続後に、前条の申請について第4条及び次項に照らして確認し、県ホームページへの掲載の承認又は不承認を「千葉県ホームページへの掲載等通知書」（別紙様式2）により事業者へ通知する。
- 3 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。
 - (1) 法令その他公序良俗に反する場合
 - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
 - (3) 問合せ先又はリンク先の内容が、県民の利便性を向上させるという目的に合致しないおそれがある場合
- 4 くらし安全推進課長は、第2項の通知で掲載を承認する場合は、第5条各号に定める事項を同通知に基づいて県ホームページに掲載する。

（事業者の責務）

第8条 県ホームページへの掲載が認められた事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 条例における自転車損害賠償保険等に係る条項について問合せ窓口の担

当職員に周知するとともに、県民からの問合せに誠意をもって対応するよう指導すること。

- (2) 県民の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ、問合せ窓口等において、分かりやすい説明、表現に努めること。
- (3) 事業者のホームページ、印刷物等において、事業者の商品を県が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

(掲載事項の変更)

第9条 県ホームページへの掲載後、第5条各号の掲載事項の変更を希望する事業者は、「千葉県ホームページへの掲載等申請書」(別記様式1)に、変更を確認するために必要な書類を添えて、くらし安全推進課長に掲載事項の変更を申請する。

- 2 くらし安全推進課長は、前項の申請について、第7条に準じた処理を行う。

(掲載の終了)

第10条 県ホームページへの掲載後、掲載の終了を希望する事業者は、「千葉県ホームページへの掲載等申請書」(別記様式1)によりくらし安全推進課長に掲載の終了を申請する。

- 2 くらし安全推進課長は、前項の申請について、県ホームページへの掲載終了を「千葉県ホームページへの掲載等通知書」(別紙様式2)により事業者へ通知する。
- 3 くらし安全推進課長は、前項の通知に基づいて県ホームページから事業者の情報を削除する。

(メールによる申請及び通知)

第11条 第6条、第9条第1項及び前条第1項の申請については、「千葉県ホームページへの掲載等申請書」(別記様式1)及び添付書類をPDFファイル化し、メールにより行うことも可能とする。

- 2 第7条第2項、第9条第2項及び前条第2項の通知については、「千葉県ホームページへの掲載等通知書」(別記様式2)をPDFファイル化し、メールにより行うことも可能とする。

(掲載の中止)

第12条 くらし安全推進課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると

きは県ホームページへの掲載を中止することができる。

- (1) 第4条に該当しないと認められるとき
- (2) 第8条各号に掲げる事項を遵守しないと認められるとき
- (3) その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき

(免責)

第13条 千葉県は、県ホームページ内の掲載及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、自転車損害賠償保険等に関する県ホームページへの掲載について必要な事項は、くらし安全推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月8日から施行する。

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

千葉県ホームページへの掲載等申請書

年 月 日

千葉県環境生活部くらし安全推進課長 様

所在地
事業者名等
代表者職氏名

千葉県ホームページに自社の情報を掲載等（新規掲載・掲載事項変更・掲載終了）したいので、「自転車損害賠償保険等に関する千葉県ホームページ掲載要綱」記載の内容に同意の上、関係資料を添えて申請します。

記

申請内容		<input type="checkbox"/> 新規掲載	<input type="checkbox"/> 掲載事項変更	<input type="checkbox"/> 掲載終了
県ホームページ掲載事項	事業者名	通称名 ※掲載を希望する場合のみ		
	問合せ先	※名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を簡潔に記載		
	リンク先ページ URL			
掲載開始又は終了についての希望日時		<input type="checkbox"/> 無 県の確認終了後、速やかな掲載（掲載終了）を希望 <input type="checkbox"/> 有（ 月 日 午前・午後 時をもって開始・終了）		

（添付資料（要綱第6条関係）） ※新規掲載、掲載事項変更の場合のみ。

- 1 申請者が資格要件に適合していること（要綱第4条）を確認できる資料
- 2 リンク先ページ（最初に表示されるページ）をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したもの。
 - （1）インターネットでの問合せ先のページ
 - （2）自転車損害賠償保険等に関するページ

所属 担当者 電話番号 メールアドレス

第 年 月 日
第 年 月 日
号 日

様

千葉県環境生活部くらし安全推進課長

千葉県ホームページへの掲載等通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった千葉県ホームページへの掲載等（新規掲載・掲載事項変更・掲載終了）については、下記のとおり通知します。

記

- 1 掲載等（新規掲載）を承認しない
- 2 掲載等（新規掲載・掲載事項変更・掲載終了）を承認する

承認内容		<input type="checkbox"/> 新規掲載	<input type="checkbox"/> 掲載事項変更	<input type="checkbox"/> 掲載終了
県ホームページ掲載事項	事業者名	通称名		
	問合せ先			
	リンク先ページURL			
県ホームページURL				
掲載等日時	令和 年 月 日午前・午後 時をもって 掲載開始・終了			

留意事項

- 1 掲載事項の変更又は掲載終了を希望するときは、掲載等申請書（別記様式1）により速やかにその旨の申請をしてください。
- 2 「自転車損害賠償保険等に関する千葉県ホームページ掲載要綱」第12条各号の規定に該当するときは、県ホームページへの掲載を中止することがあります。

所属 担当者 電話番号 メールアドレス
